

新旧対照表

改定後		改定前	
<p>現場説明書</p> <p style="text-align: right;">一般事項 1</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 10 月 10 日 調達公告以降適用</p>		<p>現場説明書</p> <p style="text-align: right;">一般事項 1</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 10 月 1 日 改正</p>	
1～2	略	1～2	略
3	<p>下請関係の適正化について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「鳥取県調査低入基準価格及び最低制限価格等設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。略</p> <p>(3)～(5)略</p>	3	<p>下請関係の適正化について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。略</p> <p>(3)～(5)略</p>
4～8	略	4～8	略